

令和4年7月26日
庁 議 資 料

専決処分の報告について

このことについて、下記事案につき専決処分をしたので報告します。

記

- 1 件 名 令和4年6月10日午後2時30分ごろ、生活保護担当ケースワーカーが被保護者宅へ訪問調査を実施した際に、生活保護担当ケースワーカーの持つボールペンが、被保護者の所有するカーテンに接触し、インクで汚損したことに対する損害賠償金の支払いについて
- 2 損害賠償額 11,008 円
- 3 専決処分日 令和4年6月24日